

障がい福祉計画等策定委員会・地域自立支援協議会からの意見集 (素案以降)

No.	意見内容	対応結果
1	事業No.122の「コミュニケーション支援機器」とは具体的にどういった機器なのか。	未確定であるが、円滑に情報のやりとりができる方法を検討していく。
2	中途障がい働きづらくなった人からの相談がたくさんある。雇用率アップの話もあるが、雇用した後のフォローについてはこの計画の中で検討されているのか、他の計画か。	中途障がいの場合、医療機関でのリハビリや会社の理解促進などを、定着支援の一つとして捉え、事業No.67「一般就労の促進に向けた支援の実施」を推進していく過程において、就労支援部会を活用して検討していく。
3	日本視覚障害者団体連合から、東京23区中13区で「重度障害者等就労支援特別事業」の導入が認められたと情報があったが、本計画ではどのように位置付けられているか。	本計画には載せていない。本区では導入しておらず、今後検討していく。
4	素案を読むと、福祉的就労のことばかり強調されており、一般就労について読み取れない。ぜひ計画に盛り込んで欲しい。	基本目標2の施策1「障がいのある人の就労の拡充」の中で改正障害者雇用促進法に触れるとともに、事業No.70「民間企業における障がい者雇用の促進」に法改正を踏まえた文言を追加。
5	障がいのある人を雇用する企業への働きかけについても検討いただきたい。	事業No.70「民間企業における障がい者雇用の促進」を推進していく過程において、就労支援部会を活用して検討していく。
6	施策体系の中には重点項目とそうでないものがあるが、全てが重要な施策なのではないか。	重点的に取り組む項目を5つ設定しているが、どの事業も重要な事業であると認識している。
7	課題があるにもかかわらず、重点項目を推進する事業が1つもない施策がいくつかある。	重点項目を推進する事業として掲載していないものでも、積極的に進めていく。
8	基本目標3の施策2「福祉のまちづくりの推進」に関連し、区の「どこでも誰でもおでかけマップ」を進めることで安心してまちに出られるような体制になるのではないか。	研究を続け、より使いやすいものにしていきたい。
9	手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもの潜在的な存在をどのように把握していくのかは非常に難しい。ここ数年の急増具合はどこからきているものなのか分析していただきたい。	実態把握の方法を検討し、実態把握を進め、効果的な施策を打てるよう分析していきたい。

No.	意見内容	対応結果
10	重点項目としてインクルーシブ教育があるが、インクルーシブ保育も十分検討していただきたい。	事業として本計画には載せていないが、各事業を推進していくことでインクルーシブ保育に繋がると認識しており、取組を進めていく。
11	ひきこもりについて、重点項目1「相談支援の充実」に「障がいによる困難があるにも関わらず、手帳取得やサービス利用に至らない人、あるいは制度の狭間にある人も視野に入れた相談体制」という表現を加えていただけないか。この計画の対象には手帳を持たない人も位置付けられ、今見えていない人への支援も区の役割である。	ひきこもりは、今後区でどのように事業展開していくか検討を進めていくところであり、重点項目1に加えらる段階に至っていない。ただ、必要性は認識しており、基本目標1の施策1「相談支援の充実」に追記する。
12	就労の場に行けないからこそ埋もれてサービスに繋がることができていない人がいる。重点項目3「障がいのある人の就労の拡充」に、「発達障がい（軽度の知的障がいを含む）に配慮がある施設の推進」という表現を入れて欲しい。また、愛の手帳所持者でも、社会参加できず困難を抱えており、あいポートを利用している現実がある。アセスメントとマッチングも大事だが、本人たちは人間関係の問題で働き続けられないという。国の定着支援は年限があり、働く途中で疲れ果てた際も発達障がいの支援が無いために疲れを癒せず次に進ことができない。「働き続けるための生活の安定（経済、余暇、暮らし、人間関係）」という表現を追加してほしい。	発達障がいに限らず障がい特性に配慮がある施設の推進に向け、事業No.74「就労継続支援B型事業所の充実」で取り組んでいきたい。 また、働き続けるために相談体制の充実などの施策で取り組んでいきたい。
13	重点項目5「差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進」には、周りからの配慮以外に、本人たちが学ぶという視点も追加してほしい。当事者自身や親が学ぶ機会がなかなかない。	本人たちが学ぶ視点での取組も重要であることから、事業No.120「障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発」に文言を追加し、取り組んでいく。
14	事業No.122「コミュニケーション支援機器の活用の促進」について、支援機器を取り入れるだけでなく、本人が活用できるようになることも大事。障害者手帳などを使って機器を購入しようとする場合は、使えるという前提でないと支給されない。練習をする場など、訓練を目指した区の補助を計画に入れることを提案したい。	機器の種類は多岐に渡るが、本人が使えるようになる練習の場の必要性は認識している。そういった場が提供できるよう、研究していく。
15	手帳を持たない子どもの数の把握ができていない中で、7年という計画期間の例えば前半の数々が実態調査で終わることを懸念している。数を把握することは重点項目にするくらい大前提にして、残りの5～6年は事業を一気に進めて欲しい。	実態把握の方法を検討し、実態把握を進め、効果的な施策を打てるよう分析していきたい。

No.	意見内容	対応結果
16	本人が権利の主張を学ぶという視点は、専門用語でエンパワメントやセルフアドボカシーという言い方をするが、これは相談支援分野か学校教育分野か権利擁護なのか、置き場所が難しい。個別施策に入れ込むのは区としても難しいのでは。大事であるという点は共有できるため、考え方の部分に文言を置くと良いと思う。	基本目標3の施策1「差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進」の中で本人が学ぶ視点について触れるとともに、事業No.121「障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発」の事業概要にも記載し、取り組んでいく。
17	見えない数の把握について、例えば「精神障がい者数の推移と傾向」には、手帳所持者だけでなく公費負担医療制度で通院している利用者の数を見せるという方法もある。	ご提案のように、公費負担医療制度の申請件数を「精神障がい者数の推移と傾向」に追加して分析を加えた。
18	国の障がい者実態調査も、手帳所持者に限らず全住民対象で抽出して調査する「生活のしづらさ調査」に変わっていて、今の区の調査方法では手帳所持の対象から漏れてしまう小さな声は、区の実態調査での傾向からは落ちてしまっている。そういう部分は、ぜひ各委員の事業所や団体、自立支援協議会で出た意見などで反映できればよい。	区内の実状をより把握するため、各委員の事業所や団体、自立支援協議会からご意見をいただき、次回の調査に向けて検討していく。
19	板橋区は国が進める以前から当事者部会があり、部会がそれぞれ良いものを持っている。各部会から出た話をどう盛り込んでいけるか。自立支援協議会自体が包括的であるべきだと思うので、縦割りではなく横の繋がりを大事にして進めていってほしい。	各部会からの意見をそこで終わらせるのではなく、取り入れながら一緒に協力してできるようにしていきたい。自立支援協議会の部会同士で連携を始められるようになってきたので、策を広げていけるよう検討していく。
20	いよいよ「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が正念場になってくる。このシステムがうまく構築していくことで、地域移行や相談機能がより充実したものになる。民間参入で事業者が増えていて、質の担保をどう進めていくのか気になっている。	構築検討会でも、質の担保は課題として認識している。各関係機関と情報共有しながら検討を進めていく。
21	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築検討会では活発な意見が飛び交っている。自立支援協議会の相談支援部会で吸い上げる仕組みがあると良い。	相談支援部会で定期的に報告し、自立支援協議会にも報告する体制をとっているため、引き続きこの体制を維持しながら検討を進めていく。
22	企業内で中途障がいになった人がいる企業から、復職に向けてどういった訓練をしていけばよいかわからないと相談がある。障がいのある人を雇用するというだけでなく、働いている方が障がいを負った時にどういったサービスを受けられるのか、企業との付き合いが多い就労支援部会で周知していけたら良い。	中途障がいは、医療を含む多数の支援機関が関わっていく必要がある。どのような対応・支援を通じて、就労の継続につなげることができるか、就労支援部会を活用して周知方法等を検討していく。

No.	意見内容	対応結果
23	法定雇用率の引き上げで受け皿が広がり就職する人が非常に多くなっているが、就労後やはり福祉の社会に戻って来てしまう人もいる。そこで就労アセスメントの役割が非常に重要になってくる。学校側、企業側に対しても就労の段階であるかどうかきちんと判断して、その人の人生のどのタイミングで働くのがよいか専門性をもって考えることが大事。	「就労選択支援」というサービスが新たに開始される。専門性の高い職員によるアセスメントにより、適切なタイミングや職種・業種で就労することができるよう、就労支援部会等で取り組んでいく。
24	社会に出ていく前のインクルーシブを進めていくためには、相談支援体制が重要であると感じている。通常級の子どもと一緒に教育を受けるためにはどのような支援者が必要なのか、一般就労の場に行くためにはどのような支援をすれば働けるのか、全部コーディネートしていくのが今の学校の役割になっている。一人一人の課題解決を考えながら進路先、就労先を見つけていくには支援が不可欠。そして支えるためには専門性の高い人材が必要になってくる。	教育分野におけるインクルーシブは、事業No.52「インクルーシブ教育システム構築の推進」の中で取り組んでいく。 就労分野では、令和7年度10月までに開始が予定されている「就労選択支援」が有効に活用されるよう取り組んでいきたい。
25	東京都民生児童委員連合会に出席した際、一般区民は障がいがある方に対する認識、興味があまりないと感じた。小学生くらいから授業で障がいについて取り扱ってもらえたらもっと知ってもらえるのではという意見も。助け合うにはやはり人と人が一番大事。	インクルーシブ教育の重要性は認識しており、今回重点項目2「障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」を推進する事業のひとつとして取り組んでいく。
26	障がい児福祉計画で「大人にふさわしい」という表現があるが、何をもちて大人というのか。決めつけではないか。大人になりたくてもなりきれない人もいる。押し付けではなく納得できるような表現を考えていただきたい。	当該箇所は、国が示す指針どおりに記載しているため、「大人にふさわしい」としている。18歳になると、障がい児向けサービスから障がい福祉サービスに移行され、適切な支援を受けられるようにするという意図である。
27	事業No.123「意思疎通ボランティア活動の支援」に「手話通訳とあるが、通訳だと代理人任せであり、表現として合わないので「手話支援」にしてほしい。	「手話支援」という言葉は聞きなじみがないため、「手話」に変更する。
28	計画の見込量を見て、民営事業所を運営している立場からするとどうやって確保していくのかと思う。絵に描いた餅にならないようにしてほしい。色んな事業所が廃業していたり、運営が難しい状況が身近にある。どう実現させていくのか、行政には人材の確保をどうするのかも併せて考えていただきたい。	制度や国の検討状況、他自治体の動向を注視しながら研究していく。

No.	意見内容	対応結果
29	<p>質の担保の面では、児発や放デイの連絡会で研修の機会もあるが、レクチャーをするだけの研修ではなく、グループワークも含めて相互作用が生まれやすい工夫した研修を積み上げている実績があり、区が努力している成果だと思う。ぜひそれは活かしていただきたい。ただ現実、厳しい労働条件の中のことなので、働く人の健康を確保してほしい。</p>	<p>今ある連絡会などの場をうまく活用しながら人材育成に繋がる取組をすすめ、質を上げていきたい。</p>
30	<p>保育所等訪問支援の第2期実績から第3期見込量が大幅に増加している。利用の急増をどのように分析しているのか。保育所等訪問といっても実態は学校に入っている数字が多い。教育の現場に福祉サービスの連携を作ることはなかなか難しく、苦肉の策として保育所等訪問支援に頼らざるを得ない背景があって急増していることを書いていただいたうえで、縦割り行政ではなく福祉と教育が連携して子どもの支援を進めていくためにこの事業が使われることを願う。数字の分析をしっかりとした上で計画につなげてほしい。</p>	<p>専門部会（障がい児）で連携体制の構築に向け、分析や検討に取り組んでいく。</p>
31	<p>重症心身障がい児者について、今現在重度の未就学児はどこかに通っているのか。在宅なのか週1～2回か。本当の意味での実態を捉えていただきたい。現状区として把握しているのか。</p>	<p>手帳を持っていない児童同様、細かい数字は把握しきれていない。区内いくつかの事業所で受け入れているという状況は聞いているが、足りている認識はない。来年度の開設を目指して、募集と選定作業を進めていく。適切な支援ができるように検討していきたい。</p>
32	<p>人材育成に関しては、ぜひ言及いただきたい。支援者をどう育てていくか、区には積極的に関わっていただきたい。</p>	<p>基幹相談支援センター（障がい者福祉センター）で人材育成に関する取組を行っているため、連携して取組を進めていく。</p>
33	<p>障がい児福祉計画の「インクルージョン」の部分だが、保育所等訪問支援について取り組むことをメインに障がい児の地域社会への参加・包容を推進するという書きぶりになっている。ただ、実際は手帳を所持する障がい児は保育所に行けていない現実をどれぐらい区が把握しているのか疑問。申込の前段階で園長先生の面談で断られるケースもある。保育所等訪問支援を頑張ったことで未就学障がい児のインクルージョンをめざすということにはなかなか繋がりにくい。重度や医ケアで在宅生活を送っている子どももいる。子どもたちが社会に出ることをどこからサポートするのか、ある程度網羅するような視点を持っていただきたい。</p>	<p>ここでの表記は、国の指針に沿っているため、保育所等訪問支援の活用がメインとなっている。 ただし、区として保育所等訪問支援だけで体制が構築できるとは考えておらず、事業No.52「インクルーシブ教育システム構築の推進」や事業No.63「専門部会（障がい児）を活用した連携体制の強化」、事業No.117「障がい者理解促進事業の実施」などもあわせて取り組んでいく。</p>

No.	意見内容	対応結果
34	<p>重心を支援する児発・放デイを必要としている子どもたちの数の把握がとても大事。国からは各市町村に1箇所以上確保することを基本としているとあるが、板橋区には何人いるのか。例えば、重心児を主に受け入れる児発や放デイの基本的な定員は5人。区の子どもたちが1箇所の設置で網羅されるかと言ったらそれはありえない。書きぶりとして最後に「現状の維持に努めるとともに」とあるが、維持に努められたら困るのが親の本音。国の目標を守ったからよしということには決してしないようにしていただきたい。もう少しうまく表現を書き加えていただければよい。</p>	<p>ご指摘のとおり、維持しているだけで努力しているように読めてしまう。現状維持に関する表記は削除し、より充実した体制を確保する旨に修正。</p>
35	<p>重点項目5「差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進」で、差別解消に関わることだが、一般区民の方は障がいについて全くご存知ない方がほとんど。理解啓発を進めていかないと差別や虐待はなくなる。区でもう一步進んだ事業や方策を一緒に考えていただきたい。</p>	<p>今回、改正障害者差別解消法の施行も控えており、理解啓発の必要性は重々認識しているため、皆様のご協力もいただきながら取り組んでいきたい。</p>
36	<p>他自治体だと、計画の中に市民への障がい者理解を進めるという項目を作って、障がい者週間前後に普通の広報だけでなく特集を組んだり、小・中学校の教育だけでなく色々なイベントを事業にしている。引きこもり支援や多様な障がいなど、幅広く理解を深める施策は必須。</p>	<p>理解促進に関する記事を、毎年障がい者週間にあわせて広報いたばしに掲載している。今後もこの取組を続けていく。</p>
37	<p>基本目標2の施策3「家族への支援体制の構築」について、障がい当事者だけでなく、それを巻きこむ一番小さな集団である家族、その中でもきょうだい児への理解啓発は重要なテーマだと思う。今回計画に入れていただき感謝している。</p>	<p>きょうだい児支援はこれまで区として取り組めていなかった部分であり、皆様のご協力もいただきながら取り組んでいく。</p>
38	<p>医療的ケア児の受入体制が、保育園・幼稚園から小中学校・あいキッズまで整備されたが、たん吸引が必要な児童への支援体制も整備されているのか。</p>	<p>たん吸引が必要な医療的ケア児も受入体制が整備されている。</p>
39	<p>特別支援学校等では、教員がたん吸引等をやっている。そこは法的に認められた中で、研修を受けた者は可能であると。今後、例えば区立福祉園内において、こういった制度を取り入れていくのか。</p>	<p>当事者が何に困っているのか、どういう医療的ケアが求められているのかから議論を積み重ねていき、どういった施策・人材が必要なのか、専門の医療・介護職が必要なのか、それとも研修を受けて一定の既存の職員を活用すれば良いのかということも含めて検討を重ねていきたい。</p>
40	<p>区立福祉園民営化に関して、現在どのような検討がされているか。</p>	<p>障がい福祉サービスの充実と効果的・効率的な運営をめざして、令和3年度にまとめた「区立福祉園の民営化に対する考え方」に基づき、福祉園の民営化に向けた準備を進めていく。</p>

No.	意見内容	対応結果
41	それぞれの障がい種別で、子どもから高齢者まで、全ての人に健康福祉を考えたとき、その連携をどのようにしていくのか。	福祉部門や健康部門など、様々な部門との連携は非常に大切であると認識している。計画に掲載する・しないに関わらず、より良い組織体制に向けた検討は常にしていきたい。
42	障がい福祉計画（第7期）の「福祉施設の入所者の地域生活への移行」で、施設入所者24名以上地域移行、20名以上削減という目標が出ているが、訪問系サービスの見込量は、実績ベースとはいえ現行計画よりも次期計画の数字が少なく始まっているものがあり、心もとない印象。 在宅に戻る、あるいは地域で暮らすにしても、施設から出るわけだから、当然数は増えるのではないかと思う。今でも、地域で暮らしている方たちが必要な時間数をもらっていないということを聞いていることもあるので、このあたりは少し、もう一度考えたほうが良いのでは。	実績ベースではあるが、障がい福祉サービスと障がい児向けサービスは昨年度実施した実態調査におけるサービスの利用ニーズも勘案して見込量を設定している。ご指摘のとおり、地域生活するうえで必要なサービスを、必要な人が利用できるような社会資源の整備が必要不可欠であると認識しており、効果的な施策を打てるよう分析し、検討を進めていきたい。
43	今回「インクルーシブ保育システム構築の推進」が事業として入ったことを嬉しく思う。ぜひ小さい頃から、障がいがある子、それから成長して大人になっていく子の、地域で暮らしていくというところの土台をつくっていくために、これをさらに進めていっていただきたい。それには、主任児童委員の活動も活かされていけばと思う。	主任児童委員など地域の方の力をお借りしながら進めていくのは大切なことだと認識している。関連部署等とも連携しながら、事業を推進していきたい。
44	区として当事者の意見を聞ければ、との話があるが、当事者やその家族がアクセスしやすい意見表明の場があるとありがたい。現状そういった場があるのか、今後どうしていきたいと考えているのか。	当事者やその家族がアクセスしやすい意見表明の場は、現在整備されていないと認識している。要望が出ていることを関連部署と共有し、研究していく。
45	障がい福祉計画（第7期）で、「日中一時支援」の見込量について。需要は非常にあるものの、多数の利用実績のあった事業所が閉鎖したことで実績が大きく下がった。この実態と、需要が高いことを理解してもらいたい。	そういった背景で利用実績が大きく落ち込んだことは把握している。なお、見込量の設定において、実績ベースに寄り過ぎていたため、需要も加味して数値を修正した。
46	個別避難計画作成の前段階にあたる「避難行動要支援者登録名簿」は、いまだに知らない区民が多く、登録者数が少ないと思うので、周知してほしい。	担当部署にて、区ホームページや「障がい者福祉のしおり」への掲載、広報いたばしでの周知に取り組んでいる。今後も、効果的な周知活動を行っていきたい。
47	来年度、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者における合理的配慮が努力義務から義務に変わる。このことについて、一般区民にあまり知られていないと思うので、周知啓発活動にしっかり取り組んでほしい。	チラシや区ホームページ、広報いたばし、SNSなどを活用し、周知・啓発に取り組んでいく。

No.	意見内容	対応結果
48	障がい福祉計画（第7期）で、施設入所者の6%を地域移行するという計画の中、地域移行支援の見込量が相当していないのは、施設入所からの移行は、地域移行支援を利用する想定ではないと思われる。どのようなスキームで移行を進めていくのか。地域移行支援を使うとなると、事業所を増やさなければならないという課題があると思う。	地域移行支援は、施設入所者より精神科医療機関へ入院している人の利用が多くを占めているが、施設入所者の利用も見込んだ量を設定している。事業No.79「地域移行の支援体制の検討」などにおいて、地域移行を促進するための課題解決に取り組んでいきたい。
49	きょうだい児支援について、きょうだいも大人であっても支援の必要性をとて実感している。「きょうだい児（者）」としていただき、「きょうだい者」の交流会など取り組んでももらえればと思う。	きょうだい児が大人になっても抱える問題があることは認識している。ただ、昨今ヤングケアラーが大きく問題視される中、子どもの段階からの支援が重要であることから、次期計画においては「きょうだい児」支援の施策に取り組む。
50	ひきこもり支援について、以下の表現を加えてもらいたい。 ・日中活動に参加できず、行き場所もなく自宅でひきこもっている人が、外へ出てみたいと思った時に集まれるような居場所作り ・本人は外に出られなくても、その家族が集まったり情報交換をしたりできる居場所作りと、そのような場所の案内	ひきこもりは、今後区でどのように事業展開していくか検討を進めていくところであり、いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
51	「地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化」とあるが、以下に対応できるようにしてもらいたい。 ・計画相談支援事業所へ関わっていない（存在を知らない）方 ・学校や就職からドロップアウトした方 ・手帳を持っていない方（本人が障がいを受け入れられず手帳をとっていない） ・知的障がいの方たちの居場所（例：練馬区基幹相談支援センター「すてっぷ」の様な居場所）	基本目標1 施策1「相談支援の充実」の中で、「日常生活において障がいによる困難があるにもかかわらず、障害者手帳の取得や福祉サービスの利用に至らない人、あるいは制度の狭間にある人も視野に入れることが不可欠」である旨を記載し、当該施策の事業を中心に取り組んでいく。
52	事業No.117「障がい者理解促進事業」の書きぶりを見ると、知的・発達障がいの当事者が講師をする理解促進事業がないということか。知的・発達障がいの当事者が講師をすることが難しければ、多くの区で実施している親の会のキャラバン隊等を活用し、色々な障がいがあることを小さいときから知ってほしい。	ご指摘のとおり、知的障がいや発達障がいなどについての理解を促進する取組には至っていない。当事者が講師をすることが難しければ、保護者に講師を依頼して理解促進に関する事業に取り組むことも検討していく。